（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。
（注２）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
（注３）上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第６の２の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　（略）

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,200
		⑵　オホーツク海の海域	52,900
		⑶　太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	2,641
		⑵　Ｂ海域	43
		⑶　Ｄ海域	875
		⑷　Ｅ海域	158

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。
（注２）採捕の動向等に応じて、操業区域別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。
（注２）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
（注３）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　（略）

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,200
		⑵　オホーツク海の海域	52,900
		⑶　太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	
		⑵　Ｂ海域	
		⑶　Ｄ海域	
		⑷　Ｅ海域	

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。
（注２）ずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。